

令7年度に向けた介護予防ケアマネジメント作成研修(総合事業事業を含む)

本研修のご受講ありがとうございました。令和6年度は2回目の開催であり、前回の受講者から要望の多かったオンラインにて開催し、所要時間も要望の1時間半としました。 今回の研修は、令和7年度に向かうにあたり、①総合事業の変更点、②アセスメント強化のための情報提供、③受託届の電子申請化、④暫定ケアプランの再確認が中心的内容です。 令和7年4月初めに、今回のすべての研修資料およびQ&A、介護予防ケアマネジメントマニュアル、資料集、帳票および記入例を区公式ホームページに公開しております。情報をダウンロードいただき、ご不明点については担当包括や所管の高齢者福祉課包括支援グループ(ケアマネジメントに関して)、総合事業グループ(事業・請求等に関して)にお問い合わせください。			
介護予防ケアマネジメント作成研修			
項目	NO.	質問	回答
帳票および記入方法について	1	アセスメント… “任意、”となっているが、豊島区アセスメントシートは使用不可と明記してほしい。	ケアマネジメントAのアセスメントシートについては、任意(内容を満たしていれば、事業所が日頃活用しているアセスメント様式を活用できる。事業所のICT化やケアプランデータ連携も視野に入れた対応)です。豊島区アセスメントシートは、ケアマネジメントBとCのアセスメントシートです。ケアマネジメントAのアセスメントとして、豊島区アセスメントシートのみでは、サービスの選択につながる判断・根拠など情報の不足があるため、充分ではない旨をお伝えください。
	2	興味・関心チェックシートに…必須ではなかったと記憶しているが、令和7年度から必須となったのか。	(令和6年4月24日研修のQ&Aに記載) 興味・関心チェックシートは、介護予防ケアマネジメントすべての類型で使用する帳票の1つです。本区としては以前より、本人についてのアセスメントやコミュニケーションツールとして、できる範囲での活用を推奨しています。その理由ですが、事業対象者や要支援者を単に支援につなげるだけではなく、その知識や能力を活かして地域における集いの場に参加するなど、本人の生きがいやつながりを作る支援も介護予防ケアマネジメントとして重要な視点と考えております。
	3	プラン追記の件で、D表の週単位以外のサービス欄にも通所Cを追記との説明がありました。今までは週単位のサービスは、週単位以外のサービス欄に記載していなかったが、必須ルールですか？訪問Cなども記載必要ですか？	週1回通所する短期集中通所型(通所C)はD表の週間サービス計画表に記載できますので、下段【週単位以外のサービス】への記載は不要です。短期集中訪問型(訪問C)や住民主体のつながるサロン(通所B)などは、頻度によって週間サービス計画表に記載ができない場合、下段へ記載してください。
	4	もう少し書面数を減らすことはできないか。書類作成にかなりの時間を要している。	過去3年間かけて書面を整理してきましたが、業務削減は予防プラン・介護プランともに課題と認識しております。ご意見ありがとうございました。
ケアマネジメントAの	5	表では、モニタリングが開始月は横棒になっているが、前のページでは開始月は訪問になっています。ケアマネの判断で良いと理解して良いですか？	サービス開始月はサービス担当者会議のための訪問となり、モニタリングは不要(ー)です。不足部分は介護予防ケアマネジメントマニュアルに追記します。
	6	ケアマネジメントA委託時の帳票の作成についての項目で、モニタリング(記録は毎月)と記載がされていますが、3か月に1回の訪問とモニタリング、毎月は電話での状況確認と今まで認識していたのですが、変更となったのですか？	(令和6年4月24日研修のQ&Aに記載) ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA委託時の取り扱いの変更はありません。毎月の電話での状況の確認、および3か月に1回の訪問(もしくは2回の訪問のうち1回をオンライン面談)については、モニタリングの位置づけです。 ・モニタリングは毎月行い、記録します。包括への提出はケアプラン期間の終了・評価のタイミングで、評価(F表)とともに包括に提出をお願いします。
時評価に表ついでの	7	アセスメント実施と同一日なのか、サービス担当者会議開催日と同一日なのか。	評価表を記載する時期ですが、ケアプランの期間が終了する当該月中に行い、実施した日付の記載とします。結果として、次のアセスメント実施日と同一になる場合があります。評価を活かした次のケアプラン作成もしくは終了の判断をお願いします。

包 括 会 の 照 会	8	〈サービス担当者会議(委託)における包括への照会の取り扱い〉 必ず事前に計画書を包括へ提出しコメントをもらったものを会議にて提案するという理解でよいですか？	居宅と包括で事前協議した上でケアプランをご作成いただき、その後の流れはお見込みのとおりです。
	9	〈概要〉 暫定プランを、要支援で作成するか、要介護で作成するか、その判断が難しい時、豊島区では、予防プランと介護プラン両方作成するのか、それとも、要支援で暫定プランを策して、要介護になったら、要介護を確認した時点で、介護プランを作成するのか、教えてください。	・暫定ケアプランに関する区の通知としては、令和2年度と6年度(今回)の通知となりますが、原則は変わりありません。 ・暫定ケアプラン作成において、認定結果が要支援か要介護か判断できない場合において、居宅と包括が事前に協議し、通知にお示したルールに基づき、予防プランと介護プラン両方を想定してご対応願います。 ・ご利用者の同意に基づき、暫定ケアプランに基づくサービスを開始します。
暫 定 ケ ア プ ラ ン の 取 り 扱 い	10	〈手続きの流れ〉 要介護だったら居宅、要支援だったら包括が担当するケース…要支援1からの変更申請を行う場合、要支援2を想定して包括が暫定プランを作成するが要介護となった場合に備えて居宅のケアマネジャーにも暫定の担当者会議に同席いただくのか、それともあくまでも要介護の暫定プランを居宅のケアマネジャーに作成してもらい、結果が要支援だったら包括がプランを作り直すのか、どちらの流れとなるか明確にしてほしい。	・ご利用者の状態によっては想定通りの認定結果が出ない可能性があり、また、ご利用者の居住地が区内外等によっても、暫定ケアプランについては検討すべき内容が多くあります。そのような個別性に対応するために、包括と居宅との間で事前に話し合いを行い、介護プランについては介護予防支援事業所(包括)では作成できないことを踏まえ居宅に担当を依頼。同時に予防プランの担当を明確にし、双方でプラン内容を協議します。 ・この度の通知はご利用者の不利益にならないよう最善を尽くすことを重視し、暫定ケアプランの原則を伝えています。 ・対応の流れは状況に応じてさまざま考えられるため、事前協議にてお決めいただくよう願います。今後、包括専門職部会等にて全包括間の共通ルールを策定の予定です。
	11	〈訪問介護の位置づけ〉 暫定プランの説明で暫定中の訪問介護をA2に対応する事業所とご説明を受けたが、認定結果が要支援で生活支援を利用の場合、暫定中の期間はA2で読み替えることが可能とであるとの解釈でよろしいか。その場合要支援と認定されたあとA4のサービスに移行する必要があるか。	・暫定プラン中の訪問介護の読み替えですが、要支援の方が要介護の認定となった場合、予防プランが区独自基準(A4)利用中であっても事業所として国相当基準(A2)を実施している訪問介護事業所であることで、訪問介護への読み替えが可能となります。 ・結果が要支援認定となった場合は、暫定ケアプラン(予防プラン)が区独自基準(A4)であればケアプランどおりであり、サービス内容を変更する必要性はありません。利用する訪問介護事業所に必要なサービスの指定(A2)(A4)がなされていることが重要です。
	12	〈A8から、A6や通所Cへの移行〉 介護保険更新中にA8の利用期間が終了しアセスメント結果リハビリを継続したほうがいいと判断した場合、更新結果が出る前にA6や短期集中通所型サービスを利用することは可能か。	・更新結果が出る前にリハビリの継続が必要ということで、区独自基準(A8)から国相当基準(A6)を利用することは可能ですが、暫定の期間に継続する必要性について、アセスメントに基づく根拠・判断が求められます。 ・短期集中通所型(通所C)については3か月間の通所事業であり、要介護の認定となった場合にはその時点でサービス終了となるため、こちらについても暫定で利用する場合は包括との事前の協議が必要となります。
ケ ア プ ラ ン 全 般	13	介護の場合は1日のためでもプランを作成しますが予防の場合は認定結果が出るまでプラン作成を行わないのか。以前包括より1ヶ月プランはありえないというような事を言われたことがあるのでこの場をかりて確認をさせていただきたい。ケアプランの扱いは基本的に介護も予防も同様であるとの理解で間違いないか。	・介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおいて、住民主体のサービスのみを活用する場合(包括のみが作成しているケアマネジメントC:セルフプラン作成支援)は1か月プラン(私のプラン)となっています。 ・暫定ケアプラン(居宅と包括が作成)は、要介護・要支援認定が決まるまでの概ね1～2か月間のプランとも言えます。 ・居宅介護支援(介護プラン)に対し、介護予防支援等(予防プラン)が対応できないものとして、例えば、1か月に1度の受診に合わせたケアプランなど、サービス内容によっては作成が難しい場合もあります。